

## 【基本的事項】

### 1 認可定員と利用定員

#### (1) 認可定員とは

教育・保育施設の設置に当たり、北海道(認定こども園・保育所・幼稚園)や市町村(小規模保育・事業所内保育)の条例の基準(施設の面積や職員配置等)に基づき、施設の定員として認可された人数をいいます。

#### (2) 利用定員とは

市町村は、幼児教育・保育の無償化に伴い、教育保育給付費を支払う対象となる教育・保育施設の確認を行うこととされており、確認にあたり、過去の利用実績などを踏まえて「認可定員」の範囲内で利用定員を定める必要があります。

教育・保育給付費は、国が定める基準項目に基づき、利用定員数などを踏まえた算定基準により算定されます。

### 2 子どもの認定区分

給付対象施設の教育・保育を利用する子どもについて、次の3つの区分の認定に基づき、施設型給付等の支援を行います。

#### (1) 1号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園などに通う2号認定以外の子ども

#### (2) 2号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども

#### (3) 3号認定子ども

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども